

## 川島町観光ゾーン創出事業支援業務委託仕様書

### 1 業務名

川島町観光ゾーン創出事業支援業務

### 2 目的

町では、「川島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「地域産業の活性化と雇用の創出」「人を呼び込む観光・交流の活性化」を基本目標に掲げ、町の農産物や加工品等の認知度向上やブランド化を図るとともに、町の観光振興による交流人口の拡大や、農業による観光・交流の賑わいづくりを進めている。本年度からは、東京23区在住のファミリー層をターゲットとし、町内外から多くの方が来訪する「平成の森公園」を中心に、農業体験を始めとした滞在交流型の観光地域づくりを推進する。

### 3 履行期間

契約締結日から令和2年3月18日（水）まで

### 4 業務内容

#### (1) 平成の森公園周辺観光ゾーン化コンセプト開発

平成の森公園を中心に、町内観光資源を一体的に「観光ゾーン」とするまちづくりのコンセプトを開発する。実施にあたっては、都市公園の計画、設計等の実務経験を持つ者を業務推進体制に加えた上で行うこと。

##### ① コンセプト開発に向けたプロセスの提案及び調査分析

平成の森公園を中心とした町内の観光資源の現況把握や地域特性を調査、分析し、それぞれを有機的に連携することにより、ターゲット層に選ばれる観光ゾーンを形成するためのプロセスを具体的に提案すること。

- ・プロセスの提案
- ・調査設計
- ・調査の実施、分析
- ・調査報告書の作成

##### ② ターゲット調査

ターゲットとしている東京23区在住のファミリー層を対象とした日帰り観光の実態や、ターゲット層の持つ価値観等を調査し、ターゲットを具体化した上で、当町に誘客するためのストーリーを構築する。

- ・調査設計
- ・調査票の実施、分析

- ・ターゲット誘客に向けた提案を含めた調査報告書の作成

### ③ワークショップの開催

町内企業や生産者、事業者、職員等が参加するワークショップを開催し、顕在化された課題や要望の抽出、平成の森公園を中心とした観光ゾーンの理想像などを具体化する。

- ・ワークショップの開催（5回程度）
- ・参加メンバーの日程調整
- ・協議テーマの提案、調整

### ④平成の森公園を中心とした観光ゾーンのコceptワーク

上記①から③までの調査結果等を基に、ターゲットやモデルコースの調整、観光ゾーンとしての不足点等の分析を行い、既存の観光資源等やリニューアルを予定している平成の森公園を積極的に活用したコンセプト案を作成する。

- ・既存の観光資源活用方法の検証
- ・平成の森公園を中心とした観光ゾーンコンセプト案の作成
- ・誘客ストーリー（テキスト）の作成

### ⑤コンセプトビジュアルの作成

④で策定した内容を可視化し、次年度以降の観光ゾーン整備における共通イメージを作成する。

- ・コンセプトのイメージビジュアルの作成

### ⑥平成の森公園リニューアル整備構想素案の作成

④、⑤で作成したコンセプトやそのビジュアルを、より具体的に、平成の森公園に焦点をあてたコンセプトを策定した上で、整備構想の素案を作成する。

- ・整備コンセプトの作成
- ・導入機能の提案
- ・土地利用ゾーニング図、整備イメージ図の作成
- ・整備手法案、事業スキームの作成
- ・概算費用の算出

### ⑦サウンディング調査実施要領の作成

⑥で作成した素案を基に、令和2年度以降に実施予定の、平成の森公園リニューアル整備に関するサウンディング調査に係る実施要領を作成する。

- ・ 想定整備面積や建蔽率など調査の際に指定する事項等の整理、調整
- ・ 調査実施要領の作成

## (2) 観光農園等誘客プログラム開発

町内の観光資源である観光農園や、今後整備を予定している貸農園の統一コンセプトを作成し、ターゲット層を誘客するコンテンツとなる観光プログラムを開発する。コンセプトは、(1)で作成するコンセプトを踏まえ、連動性のあるものとする。

### ①観光農園、貸農園のマーケティング調査

観光農園や貸農園のマーケットを把握するため、商圈エリアの調査や実際の利用者層の属性などを調査する。

- ・ 調査設計
- ・ 観光農園、貸農園の商圈エリアの調査の実施、分析
- ・ 観光農園、貸農園の制度や市場動向に関する調査の実施、分析
- ・ 観光農園、貸農園の利用実態調査の実施、分析
- ・ 観光農園、貸農園の動向予測を含めた調査報告書の作成

### ②川島町における観光農園、貸農園のニーズ調査

観光農園、貸農園に関心の高い層を対象に、川島町の農園におけるニーズ調査を実施する。また、他地域の農園利用者を調査し、川島町の農園の市場価値を分析する。

- ・ 調査設計
- ・ ニーズ調査の実施、分析
- ・ 他地域農園の利用者を対象とした調査の実施、分析
- ・ 調査報告書の作成

### ③観光農園、貸農園を活用した観光プログラムの作成

既存の農園や今後整備を予定している貸農園等を活用し、ターゲット層を誘客する体験型観光プログラムを作成する。

- ・ 農園を活用した体験型観光プログラムの作成
- ・ 観光プログラムを活用した施策提案書の作成

## (3) 観光ゾーン創出に向けた庁内プロジェクトチーム会議等への出席及び運営支援

観光ゾーン創出を推進するために開催する庁内プロジェクトチーム会議への出席及び運営支援を行う。3回程度の出席及び運営支援を予定。(日程詳細は、別途協議による)。

- ・会議への出席及び助言
- ・各種企画内容の資料作成及び説明
- ・会議録の作成
- ・その他、会議運営に必要な事項

#### (4) 効果検証を踏まえた報告書の作成

(1)、(2)、(3)の業務実施結果や各種調査結果を踏まえ、今後、町の観光施策を展開するうえでの問題点やその解決策等を整理し、令和2年度以降の施策について提案し、報告書にまとめること。

【成果品】 報告書 1部

電子媒体 (CD-R) 1部

#### 5 成果指標及び目標数値の設定

上記4業務内容の(1)、(2)の項目について、成果指標及びその指標に対する目標数値を設定し、測定方法と併せて企画提案書で提案すること。成果指標及び目標数値は明確に数値化できるものとし、測定方法については客観性のあるものとする。

#### 6 成果品の納品

(1) 納期 令和2年3月18日(水)

(2) 納入場所 川島町政策推進課

#### 7 その他

- (1) 受注者は、常に発注者と連絡を密にし、発注者との協議を経て業務を進めること。
- (2) 受託者は、本業務の全部又は一部を再委託もしくは請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を再委託もしくは請け負わせる場合において、事前に書面にて報告し、川島町の承諾を得たときは、この限りではない。
- (3) 本業務は必要な資料等で発注者が所有するものについては、受注者に貸与する。ただし、本業務完了後、受注者は速やかに返却するものとする。
- (4) 受注者は、本業務の遂行上知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 本業務を処理するための個人情報の取扱については、川島町個人情報保護条例の規定を適用する。
- (6) 成果品の著作権と使用权は発注者に属するものとする。
- (7) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、定めるものとする。